

## はじめに

わが国は、いわゆる「超高齢社会」に突入した2007年以降、高齢化がさらに進み、2021年には65歳以上の高齢者の占める比率が全人口の29.1%に達しました。これは世界で第2位のイタリア（約23%）を大きく引き離して断トツの1位です。高齢者がこれだけ多いということは相続の発生件数もますます増加することが予想されます。金融機関の顧客対応としても、高齢者対応と相続対応が2本柱といってもよいくらいに大きなウェイトを占めるようになりました。

本書は東日本大震災の混乱さめやらぬ2011年（平成23年）5月に発刊しました。おかげさまで多くの金融機関役職員の方々にご利用いただき、法令改正や情報更新のため改訂版（2014年）、三訂版（2017年）と版を改めてまいりました。10年以上にわたりご参照いただいていることはまことにありがたく著者としてうれしいかぎりです。

ご存じの通り2018年（平成30年）には相続法（民法）が大改正され、2020年（令和2年）にかけて施行されています。各金融機関では改正法に対応するため事務手続の変更を行いました。それらの事務もだいぶ安定してきたため、同じく2020年に施行された改正債権法（民法）を踏まえてリニューアルしたのが本書四訂版です。「四訂版」は、①相続法改正後の金融機関実務、②債権法改正にかかわる全体の見直し、③遺言制度改正に関する手続、④研修講師時に受けたご質問事項などを重点的に反映し改訂しました。

ずいぶん昔ですが、私は新人のとき今はなき長銀という銀行の本店窓口に配属になりました。本音をいいますと仕事のなかで一番いやだったのが相続手続です。戸籍調査を含めてとにかく難しい。「まいったなあ」と思いながら仕事をしましたが、みなさんにはそのような思いをできるだけ抱かずに仕事をしていただきたいとの気持から本書を執筆しました。「まいったなあ」などと思わずに、ご遺族に心のこもった対応をしていただきたいと思います。

本書発刊以来、(株)経済法令研究会の皆様たいへんお世話になりました。  
三訂版および本書四訂版の発刊にあたっては同社西牟田隼人氏にご担当  
いただきました。ありがとうございました。

本書が少しでもみなさんのお役にたてれば幸いです。

2022年2月20日

上原 敬

### 第1章

## 相続と金融機関取引(初動対応・原則対応)

|    |                  |    |
|----|------------------|----|
| 1  | 相続と金融機関のかかわり     | 2  |
| 2  | 相続の方法(相続と遺贈)     | 6  |
| 3  | 相続発生時の確認事項       | 8  |
| 4  | 死亡の事実確認          | 11 |
| 5  | 預金者死亡をいつ知ったか     | 13 |
| 6  | 相続預金の有無の照会       | 16 |
| 7  | 相続預金の残高照会・取引経過照会 | 18 |
| 8  | 相続発生後の通帳の取扱い     | 20 |
| 9  | 相続預金の払戻し方法       | 23 |
| 10 | 遺産分割前の相続預金一部払戻し  | 26 |

### 第2章

## 各種取引と相続

|   |                          |    |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 普通預金 その1(自動引落口座の相続)      | 32 |
| 2 | 普通預金 その2(受取人死亡後の振込金入金処理) | 34 |
| 3 | 総合口座取引                   | 36 |
| 4 | 定期預金                     | 39 |
| 5 | 当座預金 その1(当座預金の特殊性)       | 41 |
| 6 | 当座預金 その2(振出済小切手の取扱い)     | 44 |
| 7 | 投資信託・株式・個人向け国債           | 46 |
| 8 | 貸金庫取引                    | 49 |
| 9 | 相続人の一人から開扉請求があった場合       | 51 |

第  
3  
章

## 法定相続人

|    |                            |    |
|----|----------------------------|----|
| 1  | 法定相続人                      | 56 |
| 2  | 子(実子・養子)                   | 59 |
| 3  | 養子 その1(養子・特別養子と相続)         | 62 |
| 4  | 養子 その2(養親の離婚)              | 66 |
| 5  | 連れ子                        | 68 |
| 6  | 代襲相続 その1(代襲相続とは?)          | 71 |
| 7  | 代襲相続 その2(養子の子は代襲相続できるか?)   | 74 |
| 8  | 代襲相続 その3(子が失権した後に生まれた孫)    | 76 |
| 9  | 直系尊属 その1(直系尊属と相続)          | 78 |
| 10 | 直系尊属 その2(養親の相続権・代襲の有無)     | 80 |
| 11 | 兄弟姉妹 その1(父母の一方のみ同じくする兄弟姉妹) | 82 |
| 12 | 兄弟姉妹 その2(代襲相続～甥・姪の相続権)     | 84 |
| 13 | 配偶者 その1(配偶者と相続)            | 86 |
| 14 | 配偶者 その2(内縁の配偶者)            | 90 |

第  
4  
章

## 戸籍の見方

|   |                    |     |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 戸籍とは               | 94  |
| 2 | 戸籍の種類(現行戸籍と改製原戸籍)  | 97  |
| 3 | 戸籍の記載単位            | 100 |
| 4 | 戸籍の見方(チェックポイント)    | 102 |
| 5 | 戸籍の連続性確認(チェックポイント) | 106 |
| 6 | 戸籍の連続性確認(具体的な調べ方)  | 108 |
| 7 | 最新の戸籍(平成6年式戸籍)     | 112 |
| 8 | 戸籍はいくつ必要か          | 115 |
| 9 | 法定相続情報証明制度とは       | 118 |

## 遺言書による相続

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 1 遺言とは                       | 124 |
| 2 自筆証書遺言のチェックポイント(検認とは?)     | 126 |
| 3 遺言書情報証明書による手続(遺言書保管制度)     | 130 |
| 4 公正証書遺言                     | 135 |
| 5 遺言の確認                      | 138 |
| 6 法定相続分を超えた承継(遺言書または遺産分割)    | 140 |
| 7 遺留分を侵害する遺言にもとづく払戻し         | 143 |
| 8 受遺者への払戻し(法定相続人以外の権利者への払戻し) | 145 |
| 9 遺言書上の権利者が先に死亡した場合          | 148 |
| 10 遺言執行者                     | 150 |
| 11 死因贈与契約(遺言との違い)            | 153 |
| 12 遺言信託とは(遺言代用信託・家族信託との違い)   | 156 |

## 覚えておきたい対応

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 1 相続相談(税務相談・法律相談)            | 162 |
| 2 相続預金の差押え                   | 165 |
| 3 葬儀費用・入院費用・生活費等の緊急支払い       | 168 |
| 4 特別受益・寄与分・特別寄与料             | 172 |
| 5 外国籍の方の相続預金 その1(本国法の調査)     | 176 |
| 6 外国籍の方の相続預金 その2(韓国籍の方の相続預金) | 179 |
| 7 相続人の欠格・廃除                  | 181 |
| 8 相続人の不存在                    | 184 |
| 9 相続の限定承認・放棄                 | 186 |

第  
7  
章

## 融資取引と相続

|   |                          |     |
|---|--------------------------|-----|
| 1 | 融資の相続                    | 190 |
| 2 | 債務引受                     | 193 |
| 3 | 根抵当権債務者の相続               | 197 |
| 4 | 保証人の死亡                   | 199 |
| 5 | 限定承認・相続放棄・相続人不存在と融資先管理   | 202 |
| 6 | 財産分離(融資を相続人に引き継がせたくない場合) | 204 |

# 1

## 相続と金融機関のかかわり

Q  
question

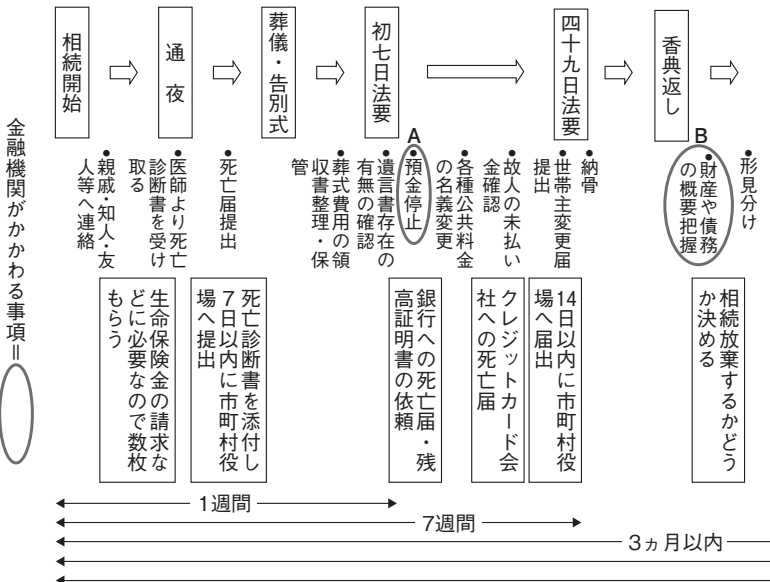
お客さまについて相続が発生すると、金融機関はどのようにかかわるのでしょうか？ また、相続手続はどのように進んでいくのでしょうか？

A  
answer

金融機関はおもに相続預金の払戻し・名義書換でかかわります。その他、相続発生前に相続方法などの相談を受けたり、相続財産調査のお手伝いをしたりすることもあります（各種残高証明）。さらに融資がある場合は、融資債務を誰が引き継ぐのかなどの相談を行わなくてはなりません。

相続が発生した場合における遺族側のスケジュールは、おおそ以下のとおりとなります。

【図1 相続開始後のスケジュール】



# 3

## 相続発生時の確認事項

Q  
uestion

預金顧客について相続が発生したとき、金融機関が必ず確認しなくてはならないことは何でしょうか？

A  
nswer

①死亡の事実、②法定相続人、③遺言の有無、④遺産分割協議（書）の4点は必ず確認するようにします。

### 1 死亡の事実確認

死亡の事実確認は、戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）または一部事項証明書（戸籍抄本）で行います。戸籍の全員が除籍されて誰もいない戸籍であれば、除籍全部事項証明書（除籍謄本）により死亡を確認できることもあります。

相続は、死亡によって開始しますから（民法 882 条）、まず、お客さまが死亡した事実を確認しなくてはなりません。通常、金融機関は遺族からの連絡で死亡の事実を知ることになります。死亡の事実を知ったときは、必ずお客さまの預金等について払戻しを止めなくてはなりません。金融機関が死亡の事実を知ったにもかかわらず、通常の手続で預金の払戻しを行うと、後日、正当な相続人に対して払戻しを二重に行わなくてはならないことがあり、最悪の場合、金融機関の損害となってしまうことがあるからです。

### 2 法定相続人の確認

民法により相続権が認められているのは法定相続人です。通常の相続においては法定相続人が相続財産を承継することになります。法定相続人の取り分として法定相続分が定められていますが（民法 900 条）、遺産分割協議により、法定相続分と異なる割合の相続分を定めることもできます。遺産分割協議も法定相続人



全員で行われます。

相続預金の払戻しは、原則として遺産分割協議書にもとづき行われます。遺産分割協議前であっても法定相続人全員の合意があれば預金の払戻しに応じることが出来ます。遺産分割協議自体が原則として法定相続人全員で行われるため、法定相続人全員の合意があれば遺産分割協議前の預金払戻も可能です。遺産の一部（預金）について事前に分割協議が行われたこととなります（民法907条1項）。

相続財産は法定相続人全員の共有となるため（民法898条）、可分債権は相続開始と同時に法定相続分に応じて分割して承継されると解されていました（最判昭和29・4・8）。預貯金債権も可分債権の一種として、従来はこの判例にもとづいて、法定相続人全員の合意がなくても法定相続分の範囲内であれば払戻しに応じる取扱いを行っている金融機関が多くありました。ところが、平成28年12月に最高裁の考え方が変わり、預貯金債権については、相続によって当然には分割されず遺産分割協議の対象となると判示されました（最大決平成28・12・19）。この最高裁決定により、従来行っていた「法定相続分の範囲内の払戻し」ができなくなりました。相続預金の一部の払戻しであっても、法定相続人全員の合意が必要です。

### 3 <sup>いごん</sup>遺言（遺言書）の有無

遺言があるときは、必ず遺言書を持参してもらう必要があります。法定相続よりも遺言が優先するからです。遺言書の有無は家族でも不明な場合があり、ましてや第三者である金融機関がその存在の有無を調べるのは不可能です。そこで遺言の有無については、金融機関は、払戻しの請求をした相続人に対して一応確かめれば足り、それ以上特別の調査をする義務はないと解されています（東京高判昭和43・5・28）。

遺言があることが判明したら、自筆証書遺言の場合は必ず検認済の原本を提示してもらい、その内容や遺言執行者の有無を確認します。公正証書遺言の場合は正本または謄本を提示してもらいます。

# 5

## 預金者死亡をいつ知ったか

Q  
uestion

渉外係のAさんは、午前の外訪中に自分の担当顧客Bさんの家でその日の夜にお通夜が営まれることを知りました。長年、病気を患っていたおじいさんのCさんがお亡くなりになったのだと思い、営業活動終了後お通夜に参列することになりました。夜、お通夜に参列してみると、お亡くなりになったのはCさんではなく、いつも親しく取引をしてくれていたご主人のBさんであり、昨晚急に病気でお亡くなりになったことが判明しました。Bさんは当行に多額の預金があります。Bさんの預金は本日付で相当の額がおろされています。Aさんの対応に問題はなかったでしょうか？

A  
nswer

Bさんの預金を無権利者に払い戻してしまったかもしれません。亡くなったのはおじいさんのCさんと早とちりしてしまったことは、不注意で過失ありとされるおそれがあります。渉外担当が葬儀などを偶然見たという程度では、金融機関として死亡の事実を認識したといえるかどうか微妙なところですが、ご遺族から連絡がなくても預金者の死亡がわかることがあるので注意します。

### 1 いつ死亡の事実を知ったか

預金者が死亡した事実を金融機関が知ったときは、直ちに預金取引を停止し、通常の預金払戻しとは異なる相続手続に入らなくてはなりません。預金者死亡の事実を知らなければ金融機関は民法478条にもとづく善意・無過失の主張ができますが、金融機関が死亡の事実を認識した以上は、善意・無過失の主張ができなくなるからです。そこで金融機関がいつ死亡の事実を知ったのかがたいへん重要になります。金融機関が預金者死亡の事実をどのように認識するか、以下にくつつかのケースに分けて考えてみます。

# 6

## 相続預金の有無の照会

Q  
uestion

南北信用金庫甲支店に来店したAさんから、「母親のBが死亡しましたが、母がおたくに預金をしていたかどうか調べてください」との依頼を受けました。どのように対応するべきでしょうか？

A  
nswer

Bさんが信用金庫と取引していたことを証明する書類（通帳・証書・預金残高通知書など）を持参していただければ預金の有無は回答します。それらの証憑（証拠）書類がない場合は、慎重な対応が必要となります。住所・電話番号などのチェックによりBさんが信用金庫の取引先であることが判明しても、申出名義人口座と同姓同名の別人でないかどうかを慎重に確認します。Bさんが特定でき、B名義預金が存在することが確認できたときは、かりに通帳などの証拠書類がなくてもB名義の預金は払戻しを停止しておくべきです。

### 1 預金口座の有無・残高照会

預金の有無を尋ねられた場合、残高を知らせなければ、預金口座の有無程度は安易に回答しても問題ないでしょうか？「Aさんが南北信用金庫に預金をしている」という程度の情報であっても、個人情報に該当します。したがって安易な回答は慎まなくてはなりません。

相続預金に関する情報は、遺族の個人情報に該当することに留意します。個人情報保護法上、個人情報とは、「生存する個人に関する情報であって……当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等……により特定の個人を識別することができるもの」とされています（個人情報保護法2条1項1号）。被相続人は亡くなっており生存していないので、個人情報には該当しないのではないかとと思われるかもしれませんが、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報にあたる場合には、当該生存する個人に関する情報となることに注

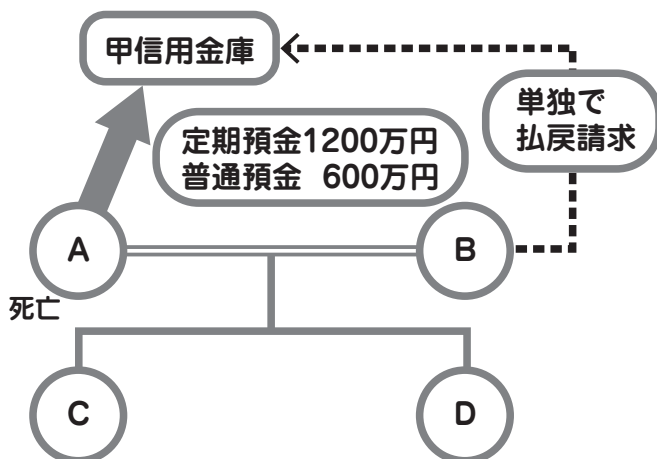
## 10

遺産分割前の  
相続預金一部払戻しQ  
question

甲信用金庫の預金者Aさんがお亡くなりになりました。死亡時の預金は、定期預金 1,200 万円・普通預金 600 万円でした。相続人は夫人B（配偶者）と子供2人（C・D）であることが戸籍調査等で確定しています。夫人が来店し、子供Cが海外に在住等の理由で遺産分割協議が進まず、墓地手配等の理由から早めに預金をおろしたいそうです。①夫人Bの実印だけで払い戻せるか、②払い戻せるとしたらいくらまでか、③定期預金はそのまましておけるか（普通預金だけから払い戻せるか）と質問を受けました。

A  
answer

この場合、①夫人B単独で相続預金の一部払戻しが可能です。また、②夫人Bが単独で払い戻すことができるのは150万円となります。なお、③定期預金から100万円、普通預金から50万円それぞれ払い戻せます。定期預金をそのままにして普通預金だけから全額150万円を払い戻すことはできません。



# 3 総合口座取引

Q  
uestion

預金者Aさんは、総合口座に定期預金を300万円ほど残してお亡くなりになりました。同総合口座では当座貸越がまだ100万円ほど残っています。どのように処理するべきでしょうか？

A  
nswer

預金の払戻停止措置および貸越停止措置をとった後、貸越金は定期預金との差引計算により回収します。相続人が別途貸越の返済をしていただけるのであれば差引計算をしなくてもよいので、差引計算による回収を行ってよいか否かは有力な相続人（配偶者等）に確認したほうがよいと思われます。



Q  
uestion

東西銀行の投資信託の投資家Aさんがお亡くなりになりました。相続人は奥様のBさんとお子さんが2人（C、D）いらっしゃいます。

長女のCさんが来店して、Aさんの投資信託のうち、自分の法定相続分にあたる4分の1について解約代金を請求されました。このような要請について応じることはできるでしょうか？

A  
nswer

投資信託については、法定相続分だけの解約代金請求に応じることができません。投資信託は預金と同様に相続開始後ただちに分割されるとはいえないと解されています。投資信託は一部解約であっても必ず法定相続人全員の合意が必要です。

## 1 投資信託の法的性質

ほとんどの投資信託はいつでも解約することができます。ですからリスク商品ではありますが、定期預金に近い感覚で投資をされているお客さまも多いと思います。お客さまは投資信託を購入した場合、直接ではありませんが、投資信託受益権を保有します。解約する場合はこの受益権の解約代金あるいは買戻代金を受け取ることになります。投資信託の解約代金請求権も、預貯金と同様に、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないと解されています（最判平成26・2・25）。

投資信託の受益権は、口数を単位とするものであって、その内容としては、以下のものが含まれます（投資信託及び投資法人に関する法律6条3項・15条2項参照）。

- ①金銭的支払請求権～償還金請求権・収益分配請求権
- ②監督的機能を有する権利～信託財産に関する帳簿書類閲覧または謄写の請求

# 3 養子 その1 (養子・特別養子と相続)

Q  
uestion

預金者甲野義太郎さんがお亡くなりになったと連絡がありました。さっそく戸籍の全部事項証明書を取り寄せてチェックしたら、甲野義太郎さんは乙川英助さんという方を養子に迎え入れているようです。当行の相続預金払戻手続において、乙川英助さんの実印をいただく必要があるでしょうか？

A  
nswer

乙川英助さんの実印も必要となります。養子も実子と全く同じように相続権を有しています。

## 1 養子とは

養子とは、養子縁組によって法律上の養親となった者の子のことです（民法792条）。実子（自然の血縁関係から生まれた子）に対して養子と呼ばれます。養子は嫡出子であり（民法809条）、実子（嫡出子）と全く同じ相続分で相続権を持ちます。戸籍法の定めに従い届出をすることによって養子縁組は成立します。役所に届け出ることによって成立するので、その点は婚姻に似ています。

ただし、養子縁組が成立するためには次のような条件が法定されています。

- ① 養親は成年者であること（民法792条）
- ② 年長者や尊属を養子とすることができない（民法793条）
- ③ 夫婦共同で養親となることが原則（とくに未成年者）（民法795条・796条）
- ④ 15歳未満の者を養子にするときは、法定代理人が代わって承諾すること（民法797条）
- ⑤ 未成年者を養子とするには原則として家庭裁判所の許可が必要（民法798条）
- ⑥ 後見人が被後見人を養子とするには家庭裁判所の許可が必要（民法794条）

【図3 戸籍例】

|             |  |
|-------------|--|
| 戸籍に記録されている者 | <p>【名】 義太郎</p> <p>【生年月日】 昭和40年6月21日 【配偶者区分】 夫</p> <p>【父】 甲野幸雄</p> <p>【母】 甲野松子</p> <p>【続柄】 長男</p>   |
| 身分事項        |  |
| 出生          | <p>【出生日】 昭和40年6月21日</p> <p>【出生地】 東京都千代田区</p> <p>【届出日】 昭和40年6月25日</p> <p>【届出人】 父</p>  |
| 婚姻          | <p>【婚姻日】 平成4年1月10日</p> <p>【配偶者氏名】 乙野梅子</p> <p>【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄</p>   |
| 養子縁組        | <p>【縁組日】 令和3年1月17日</p> <p>【共同縁組者】 妻</p> <p>【養子氏名】 乙川英助</p> <p>【送付を受けた日】 令和3年1月20日</p> <p>【受理者】 大阪市北区長</p>  |
| 戸籍に記録されている者 | <p>【名】 英助</p> <p>【生年月日】 平成24年5月1日</p> <p>【父】 乙川孝助</p> <p>【母】 乙川冬子</p> <p>【続柄】 二男</p> <p>【養父】 甲野義太郎</p> <p>【養母】 甲野梅子</p> <p>【続柄】 養子</p>                             |
| 身分事項        |  |
| 出生          | <p>【出生日】 平成24年5月1日</p> <p>【出生地】 東京都千代田区</p> <p>【届出日】 平成24年5月6日</p> <p>【届出人】 父</p>  |
| 養子縁組        | <p>【縁組日】 令和3年1月17日</p> <p>【養父氏名】 甲野義太郎</p> <p>【養母氏名】 甲野梅子</p> <p>【代諾者】 親権者父母</p> <p>【送付を受けた日】 令和3年1月20日</p> <p>【受理者】 大阪市北区長</p> <p>【従前本籍】 京都市上京区小山初音町20番地 乙川孝助</p> |



## 10

## 直系尊属 その2

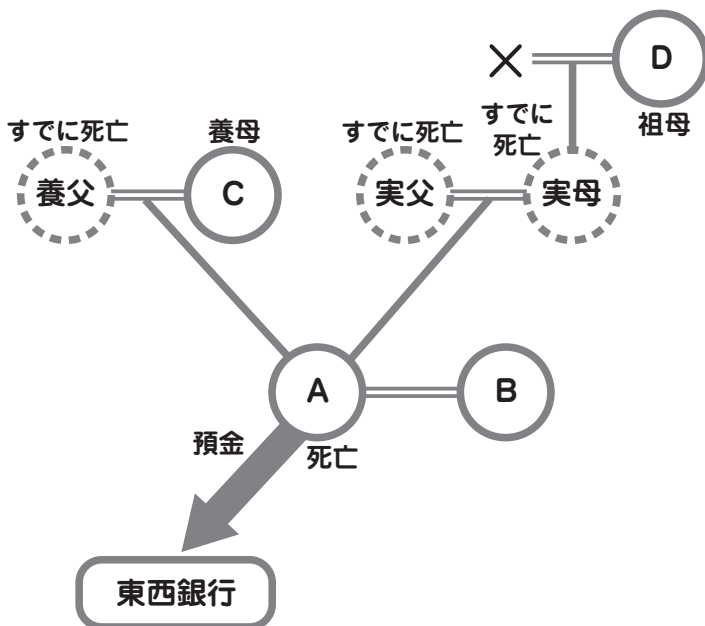
(養親の相続権・代襲の有無)

Q  
uestion

東西銀行の預金者Aさんがお亡くなりになりました。Aさんの奥様のBさんの話によると、Aさんは昔、養子縁組をしていて、親が4人いたということです（実父・実母・養父・養母）。このうち養母Cさんだけがご存命とのことです。なお、実父・実母・養父は死亡していますが、実母の母（祖母）Dさんもご存命とのことです。戸籍でも確認がとれました。Aさんの相続預金を払い戻すために誰の実印をもらえばよいでしょうか？

A  
nswer

奥様のBさんと養母Cさんの実印が必要となります。祖母Dさんには相続権がありません。



## 1 養親が相続人となれるか？

子がない場合に相続人となる直系尊属について、実方（実親方）と養方（養親方）とで差はありません。子が死亡した場合、実親も養親も等しく相続人となることができます。養子縁組とは、養子と養親・養親の血族との間に法定血族関係を生じさせる制度です（民法727条）。なお、養子縁組により、養子と実親およびその親族との血族関係は何の影響も受けません。養子は実父・実母・養父・養母の4人の親を相続しますが、逆に（子のいない）養子が死亡した場合は、直系尊属として、実父・実母・養父・養母の4人が最先順位の相続人となります。それぞれの相続分は等しく、生き残っている者が頭割りで相続することとなります。事例でAさんの養母Cさんだけが生存していた場合、夫人Bとともに相続権があるのは養母のCさんということになります。

## 2 直系尊属の（逆）代襲

直系尊属には代襲相続（逆の代襲）が認められていません。事例のDさんは実母を代襲することができません。直系尊属が相続人となる場合、親等の近い者が優先します。被相続人の両親が第1順位の相続人で、祖父母が第2順位の相続人です。父は先に死亡して、母だけ生存している場合、父の母（祖母）が生存していても、父の相続するべき分をこの祖母が父に代わって相続することはできません。父の子、すなわち被相続人の兄弟姉妹が父を代襲して相続することもできません。兄弟姉妹はあくまで直系尊属がない場合の第3順位の相続人であり、父または母を代襲相続することはできないことになっています。

### ワンポイント・アドバイス

- ・養親も実親と全く同じ地位で直系尊属として相続権を有しています。
- ・親が全員亡くなっていれば、祖父母に相続権がまわってきます。
- ・親が一人でも生きていれば、祖父母が先に亡くなった親を代襲することはできません。

## 【著者紹介】

上原 敬（うえはら たかし）

1956年東京都生まれ。1979年早稲田大学法学部卒業後、日本長期信用銀行（長銀）本店債券部・名古屋支店・法務部等勤務を経て、現在、(株)経済法令研究会顧問・専任講師。

### 《著作等》

『戸籍の見方・読み方 [第2版]』『融資取引と説明責任』『偽造・盗難カード対策 Q&A』（以上、経済法令研究会）、『よく分かる新成年後見制度 Q&A』『新しい保証の実務 Q&A』（以上共著、経済法令研究会）、『金融取引実務ハンドブック』『貸出・担保トラブル完全対策』『管理・回収トラブル完全対策』（以上共著、金融財政事情研究会）、『銀行取引法務事例集』（共著、銀行研修社）、『金融ビジネス読本 実務と法の知識』（共著、ぎょうせい）ほか、著書・論文多数。

---

## 現場の悩みをズバリ解決！ 営業店の相続実務Q & A 【四訂版】

---

2011年5月16日 初版第1刷発行  
2014年11月25日 改訂版第1刷発行  
2017年11月30日 三訂版第1刷発行  
2022年3月1日 四訂版第1刷発行

著者 上原 敬  
発行者 志茂 満 仁  
発行所 (株)経済法令研究会  
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21  
電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823  
<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

カバー・本文デザイン／清水裕久 イラスト／田原則子 制作／西牟田隼人 印刷・製本／音羽印刷(株)

©Takashi Uehara 2022 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2479-7

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載します。

(ホームページ) [書籍・DVD・定期刊行誌 TOP](#) [メニュー下部の 追補・正誤表](#))

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。